

シェアリングエコノミー活用推進事業 実施方針（案）

1 趣旨

人口減少社会においては、人、モノなどあらゆる資源を最大限有効に活用することが重要であり、そのためには、「多様性」「包摂」「持続可能性」の3つの視点を有することが大切である。特に、これまで地域を支えてきた、近所の助け合いやコミュニティの連携が綻びつつある現代において、こうした考え方は、一人ひとりの生き方に合うような働き方を認め、個人の持てる力を発揮できるようにすることで、女性や高齢者を含む「多様」な人々を「包摂」し、互いに助け合い、補い合う「持続可能」な「共助の仕組み」を再構築することにつながる。

近年は、スマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴う個人の情報発信能力の飛躍的な向上によって、人と人が結びつくことが、かつてないほど容易になった。そのような環境の中で、「シェアリングエコノミー」が登場し、人と人を結びつけ、新たな「共助の仕組み」を生み出す事例も創出され始めている。

地域においては、「共助の仕組み」が綻び始めたことにより、様々な地域課題が生じている。そこで、新たな「共助の仕組み」を生み出し得る「シェアリングエコノミー」を活用することにより、こうした課題を解決し、また、地域経済の活性化に繋げることができるのではないかと期待が寄せられるようになった。

こうしたことから総務省は、平成30年度の予算案に、シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図る地方公共団体のモデル的な取組を支援する「シェアリングエコノミー活用推進事業」を新たに盛り込むこととした。また、事業の実施に先立ち、平成29年10月に、モデル事業の円滑で効果的な実施を目的として、「地方公共団体のシェアリングエコノミー活用に係るタスクフォース」を設け、既にシェアリングエコノミーの活用に取り組んでいる地方公共団体の取組内容（別添1、2）を参考にしながら、検討を行ってきた。

2 シェアリングエコノミー活用推進事業の実施方針

次の方針の下、「3 シェアリングエコノミー活用推進事業の内容」のとおり、実施することとする。

- 地域経済の好循環の更なる拡大に向け、シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体が実施する次の取組を支援するモデル事業を実施する。
 - ・ 地域の社会課題解決のためにシェアリングエコノミーを活用するスキームの検討・開発。
 - ・ シェアリングエコノミー活用に当たっての課題（利用者の不安の声やサービスの提供者不足等）を解決し、活用を促進するための方策の検討。
- 地方公共団体は、実施した取組について分析を行い総務省に報告することとし、総務省は、報告について、分野ごとに総合的な分析、とりまとめを行い、その成果を横展開につなげる。

3 シェアリングエコノミー活用推進事業の内容

(1) 対象分野

シェアリングエコノミーには多様な類型があるが、地方公共団体としてモデル事業として取り組みを行い、比較をし、課題や方向性を整理していくうえでは、地方公共団体の二

ーズを踏まえながらも、初年度においては類型を絞って進めることとする。

地方公共団体のニーズについては、地方公共団体にアンケートを行ったところ、978 団体から回答を得て、その中でシェアリングエコノミーに関心がある団体は461 団体、さらにその中で具体的に想定している地域課題については、48 団体から回答があり、例えば資産の活用や公共交通、社会福祉等が挙げられた。

こうした点を踏まえ、初年度においては以下4つの類型を対象とすることとする。

- ア 低未利用スペースの活用
- イ 地域の足の確保
- ウ 子育てなど女性活躍支援
- エ 地域人材の活用

(2) モデル事業の要件

シェアリングエコノミー活用推進事業のモデル事業を有益なものとするために、タスクフォースでの議論を踏まえ、モデル事業の要件として以下の6項目が求められる。

- ① 事業の実施に当たっては、シェアリングエコノミーを活用していることとする。なお、モデル事業においてシェアリングエコノミーとは、「個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産（空間、モノ、カネ等）や能力（スキル、知識等））を他の個人等も利用可能とする経済活動」（まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 改訂版（平成29年12月22日閣議決定））をいう。
- ② モデル事業の目的は、シェアリングエコノミーの活用を通じて具体的な地域課題を解決することであるため、あらかじめ地域住民等のニーズ調査や、シェアリングエコノミーを活用する場合の需給面の調査等を行うこととする。
- ③ 地域課題の解決のためには様々な手法による行政サービスの提供が考えられるが、その中において、シェアリングエコノミーを活用するということは、他の既存の手法による行政サービスとはどのような違いが生じるのか、既存の行政サービスと組み合わせる相乗効果を発揮することになるのか、これまで解決できないケースについて新しい価値を生み出すことになるのかなど、シェアリングエコノミー活用の意義や位置づけを明らかにすることが重要であることから、シェアリングエコノミー以外の手法による行政サービスの提供との比較を行うこととする。
- ④ モデル事業の取組を適切に評価するために、効果検証を行う観点から、あらかじめ達成目標を定量的に設定することとする。
- ⑤ シェアリングエコノミーを活用した地域課題の解決や地域経済の活性化を図る取組を横展開するため、モデル事業として取り組んだ取組の成果について分析を行い、以下の(3)に掲げる事項について明らかにすることとする。
- ⑥ 地域課題の解決に向けて、シェアリングエコノミーを円滑に活用するためには、地域住民の協力が重要であることから、モデル事業を実施するに当たり、地域住民と地域課題について共有し、事業推進について理解を得ることとする。

(3) モデル事業を通じて明らかにすべき事項

ア 次の局面における地方公共団体の役割

- (i) サービスの提供面（シェアリングエコノミーの活用の際し、個人等が保有する活用可能な遊休資産等を提供する主体（以下「サービス提供者」という。）に関すること。）

シェアリングエコノミーの活用の際しては、サービスの提供者を地域内で見つける必要がある場合が想定されるが、「シェアリングエコノミー」という言葉そのものを聞いたことがない人や自分がサービスの提供者になり得ることを知らない人も多く、また、民間事業者のみで地域での普及活動を行うことは非常に困難であるといった意見がある。

また、既にシェアリングエコノミーの活用に取り組んでいる団体（以下「取組団体」という。）では、認知度向上のため、サービス利用周知のための広報業務（広報紙・チラシの作成、住民への回覧等）や説明会の開催、サービス提供者間の意見交換会の実施等、様々な取組を行っているが、サービスの仕組みが認知されるまでに時間を要する、説明会等への参加者が限定されているといった課題が指摘されている。

したがって、シェアリングエコノミーを活用した地域課題の解決を図るに当たり、まずは地域内でシェアリングエコノミー及びモデル事業の認知度を向上させるとともに、どういった仕組みかを理解してもらう機会を提供する必要がある。その上で、モデル事業を円滑に進めるためにも、サービス提供者の掘り起こしに努める必要がある。

また、サービス内容によっては、サービスを提供する際の留意点や最低限必要となる知識を提供するための研修やスキルアップ講座、サービスを向上させるためのフォローアップを実施することも想定される。

その際、地域課題の解決への効果や将来のモデル事業の持続可能性等に留意して、地方公共団体の果たすべき役割を検討する必要がある。

(ii) サービスの利用面（シェアリングエコノミーの活用之际し、個人等が保有する活用可能な遊休資産等を利用する主体（以下「サービス利用者」という。）に関すること。）

サービスの利用面についても、サービスの提供面と同様の課題が指摘されている。このため、サービス利用者に対する事業の認知度向上に向けた取組やサービス利用者の掘り起こしが必要になるが、それに加え、特にサービス利用者については、「シェアリングエコノミーの利用に当たって不安がある」といった声も聞かれることから、利用者に対するシェアリングエコノミーサービスの体験会や、利用者間での意見交換の場を提供するなど、利用者の不安軽減に向けた取組が特に求められる。

(iii) 提供者と利用者のマッチング面（サービス提供者とサービス利用者のマッチングに関すること。）

事業を実施するに当たり、インターネットなどを利用してマッチング機能を提供する事業者（以下「プラットフォーマー」という。）との連携が必要な場合には、いかなるプラットフォーマーを選定するか、どのような連携の形があるか（例：連携協定を締結することで、双方の役割分担、費用負担を明確化するなど）検討する必要がある。

また、インターネットを利用できない高齢者等が一定数存在することが見込まれる場合、そうした住民に対して代替手段を提供するかどうかを検討する必要がある。インターネットを活用するケースと活用しないケースを組み合わせることで地域の新しいコミュニティを形成することが重要であるとの意見も出されている。

取組団体の中には、例えば電話による受付、相談等の対応を地方公共団体が提供していたり、シルバー人材センターなどの中間支援組織を活用したりするなどの例が存在する。しかしながら、利用頻度、回数が増えてくることで対応職員の負担増大や継続的な行政コストの増大に繋がるといった課題も指摘されている。

サービスの提供者と利用者をマッチングするに当たり、デジタルディバイドへの対応等提供者や利用者を増やす観点にも配慮しつつ、行政コストを考慮した方法を検討することが必要である。

イ 持続可能なスキームとするための、プラットフォーマー、サービス提供者、サービス利用者、地方公共団体間の適切な役割分担、費用負担

シェアリングエコノミーを活用して地域課題の解決を図る取組を持続可能なものとするために、プラットフォーマー、サービス提供者、サービス利用者、地方公共団体間でいかなる役割分担、費用負担とするか検討する必要がある。

特に、シェアリングエコノミーについては、初期投資だけでなくその後の継続的なランニングコストを含めた資金計画を考える必要がある。例えば、ある地域では、中間組織が地域内のサービス提供者の開拓を行う代わりに、プラットフォーマーが自身の収入の一部を中間組織の運営費に充てるといった役割分担を実施している。

また、地方公共団体が一定程度公費を投入する場合には、いかに事業の継続性を確保するのか検討することが重要である。

ウ シェアリングエコノミー以外の手法による行政サービスの提供との比較

※3（2）③参照。

エ 地方公共団体がシェアリングエコノミーを活用するに当たって留意すべき課題

(i) 安全面・制度面

個人対個人のサービス提供を前提とするシェアリングエコノミーにおいては、安全性の確保は極めて重要な課題である。

取組団体の中には、定期的な注意喚起やサービス提供者の条件設定等を実施している団体も存在するが、サービス提供者の負担になっているといった課題や、トラブルが生じた際に行政職員が対応することは実質的に困難であるといった課題が指摘されている。

また、シェアリングエコノミー検討会議の中間報告書では、「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」が示され、当該ガイドラインでも「安全性」の確保について様々に言及されているところである。なお、シェアリングエコノミー協会では、一定の安全基準を満たす事業者に対し認証マークを付与していたり、民間事業者の中には、シェアリングエコノミーを対象とした損害賠償保険を販売する企業も存在する。

このように、地方公共団体独自の取組や安全基準の設定、既存の制度やサービスの活用を通して、サービス利用者、サービス提供者の安全を確保し、安心感の醸成を図るための取組を行う必要がある。

なお、取組団体からは、シェアリングエコノミーの導入にあたり、関係官庁とのコミュニケーションを図ることが重要であったとの意見もあり、事業の実施に当たって、事業内容によっては、関係機関の理解と協力を得ながら取組を行う必要がある。

(ii) 他の支援制度との連携

「シェアリングエコノミー伝道師」、「IoT サービス創出支援事業」等他の支援制度との連携を図ることで、事業をより効果的に実施することが可能になる場合には、適切に連携することが重要である。

(iii) 推進体制の整備

シェアリングエコノミー全般に渡って目を配ることができるプロデューサー的な視点を持って、モデル事業を推進する体制を整備することが重要である。その際、NPO や DMO などの中間組織を推進役として設け、当該中間組織が、シェアリングエコノミーの定着役や地域のまとめ役、サービス提供者とサービス利用者を繋ぐ役割を担う仲介役を担うことや、トラブル対応を引き受けることも想定される。

さらに、特にサービス利用者の不安を軽減するため、相談窓口を設置することも必要である。相談窓口については、地方公共団体が設置する場合、プラットフォーマーが設置する場合、中間組織が設置する場合等、様々なケースが考えられる。

(iv) その他

そのほか、地域内における既存事業者との調整や、利用状況やサービス提供者・利用

者の満足度等成果分析を行うことなども重要である。

(4) 今後のスケジュール

- ・平成30年4～5月頃： 審査会開催、委託先候補の決定、委託契約の締結
- ・平成30年12月頃： 中間報告書の提出
- ・平成31年2月頃： 成果報告書の提出

なお、平成30年6月以降地方公共団体の進捗を管理するため、必要に応じて定期報告を求めることとする。

以上